

# 令和2年度初任者研修（小学校・中学校・特別支援教育）実施要項

さいたま市教育委員会

## 1 目 的

初任者研修は、新任教員に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的とする。

## 2 対 象

初任者研修の対象となる新任教員（以下「初任者」という）は、本採用となった教員のうち、別表Ⅰに示す者とする。

## 3 内 容

初任者研修の内容は次のとおりとする。なお、年間の実施回数等については、別表Ⅱのとおりとする。

- (1) 初任者は、教育研究所等における研修（以下「機関研修」という）を受けるものとする。
- (2) 初任者は、所属校において初任者指導教員（又は初任者指導非常勤講師）及び校内指導教員（以下「指導教員」という）を中心とする指導及び助言による研修（以下「学校研修」という）を受けるものとする。

## 4 年間研修計画

- (1) 教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、機関研修、学校研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

## 5 学校研修計画

- (1) 校長は、教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や校区の状況等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て当該学校における学校研修計画を作成するものとする。
- (2) 学校研修計画においては、機関研修との関連に配慮して学校研修の項目及び時期、その他必要な事項を定め、計画的かつ円滑に実施できるようにするものとする。

## 6 指導教員

- (1) 指導教員とは、初任者指導教員、初任者指導非常勤講師と校内指導教員のことをいう。  
（以下、初任者指導教員と初任者指導非常勤講師を合わせて「初任者指導教員」という）
- (2) 指導教員は、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行うものとする。
- (3) 初任者指導教員
  - ア 初任者指導教員は、教育委員会が命ずる。
  - イ 初任者指導教員は、初任者の所属する学校において、初任者一人につき週1日以上、初任者に対して指導及び助言に当たるものとする。
  - ウ 校長は、教育研究所や当該初任者指導教員が担当する学校間との連携を図り、円滑な実施に努めるものとする。そのため、校長は初任者指導教員が専ら初任者の指導に当たることができるように配慮するものとする。

#### (4) 校内指導教員

ア 校内指導教員は、教頭、主幹教諭又は教諭の中から、校長が命じるものとする。

イ 校内指導教員は、初任者指導教員と校内の教員との連携を図り、研修の円滑な実施に努めるものとする。

ウ 校長は、校内指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、校内指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

#### 7 指導教員等を中心とする校内体制

(1) 校長は、指導教員を援助するため指導教員を校務分掌組織に位置付けるなどの学校全体としての協働的な体制を確立するものとする。

(2) 校長及び教頭（教頭が指導教員の場合は、校長（以下「管理職」という））は、学校研修計画に従い、研修項目に応じて、初任者に対する指導及び助言に当たるものとする。

(3) 管理職は、初任者が機関研修及び学校研修を受ける間、担当授業時数や校務分掌を軽減するなど、学校全体としての協働的な体制がとれるよう十分に配慮する。

(4) 管理職は、初任者が機関研修を受ける間、その授業等が他の教員によって適切に行われるように配慮する。

(5) 管理職及び指導教員は、初任者が日常的な実践において、OJT※を通じて必要な知識や技能及び意欲などを継続的に高められるよう方策を講じるものとする。

(6) 指導教員は、管理職の指導の下、学校研修計画に従い初任者に対する指導及び助言を行うものとする。

(7) 指導教員は、管理職及び他の教員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通じて系統的、組織的な研修を行うものとする。

(8) 初任者の所属する学校の教員は、管理職の指導の下、学校研修計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、初任者に対する指導及び助言に当たるものとする。

#### 8 連絡協議会等

教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、指導教員の連絡協議会又は研修会を開催するものとする。

#### 9 学校研修計画書及び研修報告書等

(1) 校長は、当該学校における学校研修計画書（週時程を含む）及び学校研修報告書を教育委員会に提出するものとする。

(2) 校長は、当該学校における学校研修の実施記録を作成し、3年間保管するものとする。

#### 10 細則

この実施要項の細則は別に定める。

#### 附 則

この実施要項に定める事項は、令和2年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 初任者研修対象者

(1)	公務員として採用された当初に、さいたま市立小学校、中学校、特別支援学校の教諭となった者。
(2)	他の職種の公務員が、さいたま市立小学校、中学校、特別支援学校の教諭となった者。
(3)	国立、県・公立、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、本採用として、教諭等の経験が1年を超えない者が、さいたま市立小学校、中学校、特別支援学校の教諭となった者。
(4)	国立、県・公立、私立の幼稚園及び幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において、臨時的に任用されていた者が、さいたま市立小学校、中学校、特別支援学校の教諭となった者。

別表Ⅱ 年間実施回数等

機関研修	学校研修
原則として年間16日間	年間186時間以上(小・特) 年間187時間以上(中)

※ OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング（職場内研修）